

史跡敏満寺石仏谷墓跡整備活用基本計画報告書

多賀町教育委員会

整備イメージ

(史跡敏満寺石仏谷墓跡)



※今後の調査研究や検討によって整備内容に変更が生じる可能性があります。

例 言

1. 本書は、滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺地先所在の史跡敏満寺石仏谷墓跡の保存整備基本計画に関する報告書である。
2. 本計画書の策定事業は、史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課と滋賀県教育委員会事務局文化財保護課の指導のもと、多賀町教育委員会が実施した。
3. 多賀町史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備基本計画策定委員会の委員及び指導機関等は以下の通りである。

(委員)

鋤柄 俊夫(委員長)	同志社大学教授
狭川 真一(副委員長)	公益財団法人元興寺文化財研究所副所長
中島 義晴	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所主任研究員
横内 裕人	京都府立大学准教授
矢守 嘉嗣	胡宮神社代表
田中 栄一	宇敏満寺区長

(オブザーバー)

青木 達司	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
木戸 雅寿	滋賀県教育委員会文化財保護課参事
北村 圭弘	滋賀県教育委員会文化財保護課主幹
岩森 覚	中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター副所長
原田 亀雄	多賀町議会議員
岸本 雅嗣	多賀町役場企画課課長補佐
森 久	多賀町役場環境生活課係長

(事務局)

円城寺 守	多賀町教育委員会教育長
田畑 彰	多賀町教育委員会生涯学習課課長
小早川 隆	多賀町教育委員会生涯学習課
	多賀町立文化センター所長
音田 直記	多賀町教育委員会生涯学習課
	多賀町立文化センター所長補佐

(コンサルタント)

株式会社空間文化開発機構

4. 本書の執筆及び編集は史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備基本計画策定委員会の指導を受け、多賀町教育委員会生涯学習課（多賀町立文化センター）が行った。

目 次

第1章 事業の経緯と目的	1
第2章 史跡敏満寺石仏谷墓跡の概要	2
(1) 位置	2
(2) 指定状況	3
(3) 史跡指定地の現状	5
第3章 保存整備の方向性	9
(1) 『保存管理計画』の概要	9
第4章 地区別整備の考え方	12
(1) 地区の設定	12
(2) 各地区の整備方針	13
第5章 保存整備基本計画	14
(1) 造成計画	14
(2) 雨水排水計画	16
(3) 遺構整備計画	17
(4) 活用上必要な施設整備計画	20
(5) 園路計画	22
(6) 植栽計画	23
(7) 管理施設等整備計画	25
(8) 利用活用計画	26
(9) 年度別事業費概算	27
(10) 全体計画平面図	28
第6章 事業実施に向けて ―― 今後の課題	29

第1章 事業の経緯と目的

平成5年に多賀町内の遺跡全体の状況を見直すために多賀町教育委員会が詳細な遺跡分布調査を実施した。この調査によって敏満寺遺跡がこれまで認識されていたよりも広大な範囲に広がることが確認された。また、平成7年9月に地元である字敏満寺区から敏満寺遺跡内に所在する、通称「石仏谷」の整備に関して多賀町教育委員会に対して要望があった。石仏谷は、胡宮神社の境内から南へ約150m入った青龍山の西斜面に所在する。この時点では未調査の遺跡であったため、平成8年3月から4月まで全体の状況確認調査を行った。その結果、約4,000㎡にわたる範囲で石造物が露出している状況が確認され、関連すると考えられる周辺部の遺構も含めると約10,000㎡にもおよぶ中世から近世にいたる墓地群であることが判明した。現状を正確に把握するために平成10年度から12年度にかけて詳細調査を実施し、それによって墓地群の遺構が露出し、放置されていることが確認された。この調査結果を受け、平成14年7月に「史跡敏満寺石仏谷」として多賀町の史跡に指定された。

一方で、遺構の一部が破壊されていることや石造物が多数盗難されていることも調査によって明らかになり、また、遺構が露出しているため、劣化が進行していると考えられたことから、保存対策が必要であると判断した。

そこで、多賀町教育委員会では、平成15年度に石仏谷を中心に敏満寺と多賀大社を含めた地域全体を対象とする整備計画を立案した。石仏谷整備の詳細については有識者による委員会を設け、検討を行い、また、文化庁や滋賀県から指導助言を受けた。その中で石仏谷の詳細な現状について把握するために発掘調査が必要と判断されたことから、平成16年度に発掘調査を行い、調査結果に関して報告書を刊行した。^{※1}この調査によって敏満寺石仏谷墓跡の重要性が明確になったことを受け、平成17年7月14日付けで「史跡敏満寺石仏谷墓跡」として国の史跡に指定された。これは石仏谷が中世の墓地群として貴重であることが評価されただけでなく、敏満寺遺跡の重要性や現存する遺構の状況も考慮されての指定であった。史跡内の墓地群は遺構が露出していることから遺物を含めた風化や劣化が進行しているだけでなく、盗難などにも対応しなければならないことから早急な整備が必要であるとされた。また、敏満寺遺跡内の関連遺構も含めた再評価による、今後の史跡追加指定も必要であるとされた。

平成18年度には、シカやイノシシなどによる獣害のために遺構の破壊が進んでいることなどの事態を受け、史跡指定地を取り囲むようにフェンスの整備を実施し、平成19年6月7日には多賀町が史跡の管理団体となった。また、平成24年度には獣害へのより強力な対策として電気柵等の設置も行った。^{※2}

このような経緯と現状から、平成26年度に史跡の適正な保存管理を行ううえでの指針となる保存管理計画を策定している。

本基本計画は、このような経緯を踏まえ、史跡敏満寺石仏谷墓跡をわが国のかけがえのない文化財として永く後世に受け継ぐため、適切な保護を講じることを目的とする。

※1 『敏満寺遺跡石仏谷墓跡』2005.3多賀町教育委員会

※2 『史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画書』2014.3 多賀町教育委員会

第2章 史跡敏満寺石仏谷墓跡の概要

(1) 位置

史跡敏満寺石仏谷墓跡は、滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺に所在する。県中部の琵琶湖東岸、湖東平野に面した標高約180mの青龍山西麓の斜面に位置する。

敏満寺石仏谷墓跡の西方には名神高速道路が南北に通り、多賀サービスエリアが隣接している。名神高速道路の彦根インターチェンジからは自動車約15分。近江鉄道多賀大社前駅から徒歩約15分の距離である。



位置図

(2) 指定状況

①文化財

名 称：敏満寺石仏谷墓跡 びんまんじいしぼとけだにはかあと

所 在 地：滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山51番地・52番地

指 定 面 積：10,475,64m²

種 別：史跡

指 定 基 準：七．墳墓及び碑

指定年月日：平成17年（2005）7月14日

管 理 団 体：多賀町

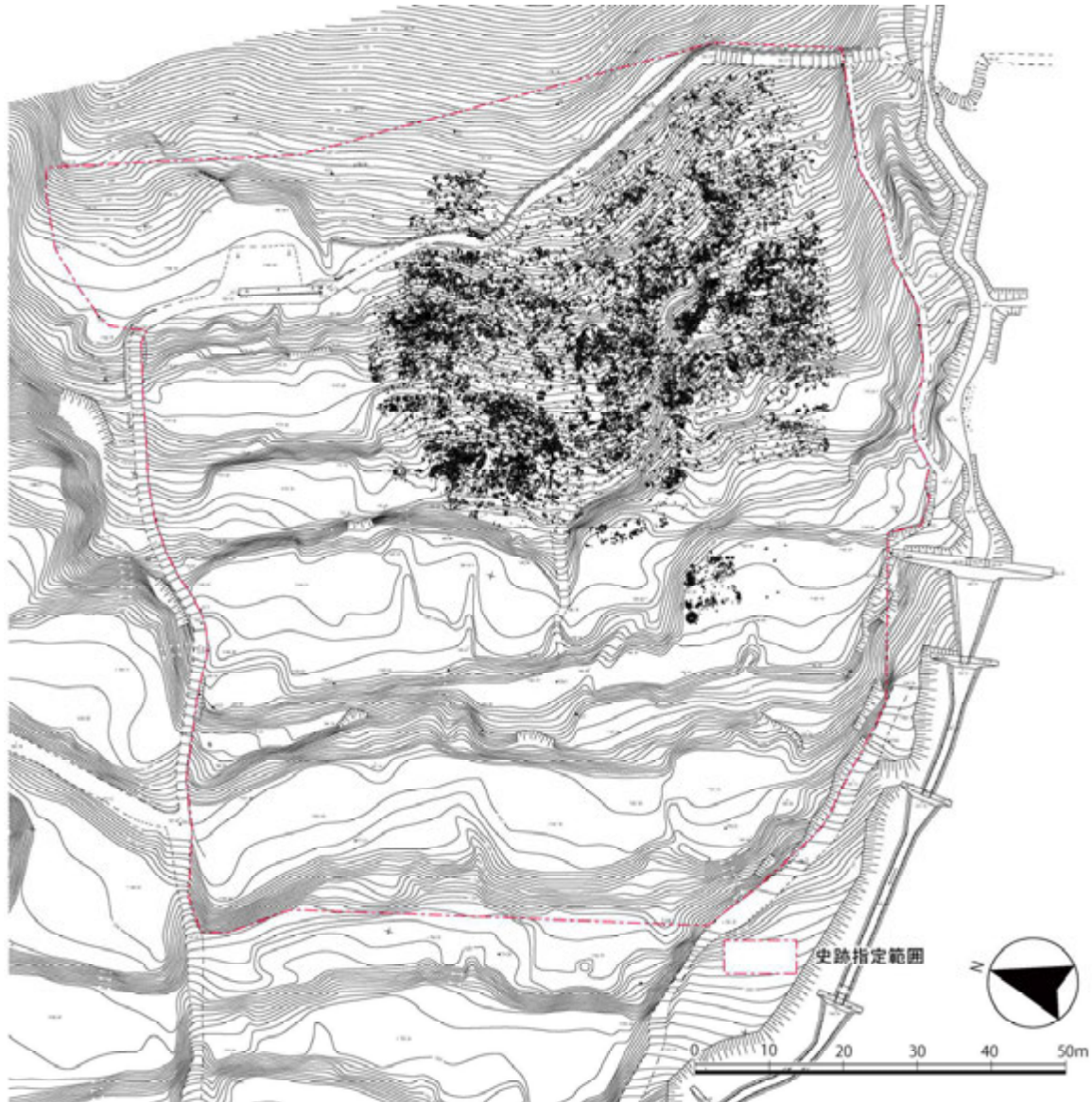
解 説 文： 敏満寺石仏谷墓跡は、滋賀県中部の琵琶湖東岸、湖東平野に面した青龍山西麓斜面（標高約180m）に立地する。敏満寺は鎌倉時代初期に僧重源が東大寺再興に際して銅製五輪塔（重要文化財）を寄進した寺院で、中世に大きな勢力を有していたが、戦国期に浅井氏・織田氏との攻防により16世紀後半には衰退した。寺院の中心部は現在の胡宮神社境内付近と考えられ、その坊院跡と見られる平坦面が周辺に広がる。さらにその北側には15世紀から16世紀の城郭や町屋の遺構が大規模に展開し、大きな寺院勢力として城塞化していたことがうかがえる。

墓跡は胡宮神社の南側に隣接する南谷と称される地区にある。多賀町教育委員会では平成7年度から16年度まで測量や内容確認のための発掘調査を行った。墳墓は埋葬のための墳墓域とその下方の付属施設からなり、一辺80から90mの規模である。墳墓の分布は約60m四方の範囲に及び、一面におびただしい数の礫のほか石仏・石塔が大量に露出しており、その数約1600に達する。礫と石造物の分布範囲の北端付近に、約30mの距離に3つの巨石があり、墳墓域の境界を示すと推定される。

発掘調査は部分的に行ったのみで、詳細な構造は不明なところがあるが、斜面を雛壇状に平坦面を造成して墳墓を造っている。地形や礫・石造物の分布状況から墳墓のまとまりは50以上認められる。墳墓は数mの平面規模をもち、平坦面を造るもの、塚状の盛土を施すもの、これに小型の河原石で化粧するものもある。その一画に墓標か追善供養のための石塔を配するものが多い。墓跡の後半の時期に相当する15・16世紀段階には後部に石仏や一石五輪塔を複数立て並べている。一つの区画に墓穴は複数あり、なかには30近いものもある。蔵骨器を埋置するものと埋納坑だけのものがある。蔵骨器は四耳壺や水注を使用し、これに碗を組み合わせるものや、火葬骨が多量に納められた大甕もある。墳墓域の中央下部から三方に登る墓道が確認される。南側の道には小堂が想定される平坦面が2箇所接している。下方には平坦面が10箇所程度ある。基壇や礎石・雨落溝が確認され、建物跡の存在が推定されるものがある。また、焼土や焼石の出土から火葬場の可能性がある箇所もある。

蔵骨器として使用された陶器は瀬戸産・美濃産と常滑産が多く、他に渥

美産・信楽産・備前産・越前産・珠洲産、中国陶磁など多様な産地のものが確認される。これらの遺物から見て、墳墓が営まれた時期は、13世紀から16世紀後半までと考えられる。石造物には傑出したものはなく、被葬者は比較的等質な階層と推定される。敏満寺の寺域の南端に位置すると推定されることや寺院の盛衰と消長をともにすることから、寺院に関連した人々の墓地群とも想定される。



史跡指定範囲図

②その他

史跡指定地に係るその他の法規制

- ・滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（青龍山風致地区）
- ・滋賀県立自然公園条例（第2種特別地域）
- ・森林法（保安林・土砂流出防備保安林）
- ・都市計画法（無線引区域）

(3) 史跡指定地の現状

①遺構等

- ・造成地形 —— 史跡指定地は西向き斜面地をいくつかの段に造成した平坦地形からなる。
- ・遺構・遺物 —— 史跡指定地の南東部中心に墓地群がありおびただしい数の礫のほか数多くの石仏・石塔が地表面に露呈しており、また蔵骨器片や火葬骨片が確認されている。これら遺構・遺物の自然崩壊や劣化が心配される。

②工作物等

- ・フェンス —— イノシシ・シカ等の獣害対策として侵入防止用のスチールフェンスが平成15年度と平成18年度に史跡指定地の周囲に設置されている。(史跡指定地の一部除く)。また、平成24年度にはこのスチールフェンスに電気柵が付設されている。



- ・斜面崩壊防止土のう —— 西向き斜面を段造成した斜面の崩壊した箇所及び崩壊危険箇所に斜面崩壊防止対策として土のう袋が積み上げられている(平成24・25年度)。



- ・胡宮神社墓地 —— 史跡指定地の北隅の平面地に江戸時代からの胡宮神社の墓地があり、数基の墓石が分布する。



- ・ 散策道 史跡指定地の東側に北西～南東に走る散策道があり、この散策道は青龍山の登山用としても利用されている。また史跡指定地の外縁部にも同様の散策道がある。なお、史跡指定地の北側の散策道には擬木階段が設置されている。



- ・ モノレール 史跡指定地の東側に発掘調査時に利用したモノレールが設置されている。仮設で近々撤去する予定である。
- ・ ビニールシート 発掘調査箇所の仮設のビニールシート



③植生

史跡指定地の西側を中心にモミジ・シラカシ・サクラが植樹されている他にスギ・ヒノキの常緑針葉樹が分布し、これらは総じて巨木化しており、史跡指定地から西向きの眺望の妨げとなっている樹木もみられる。また、所々に枯木や切り株もみられる。

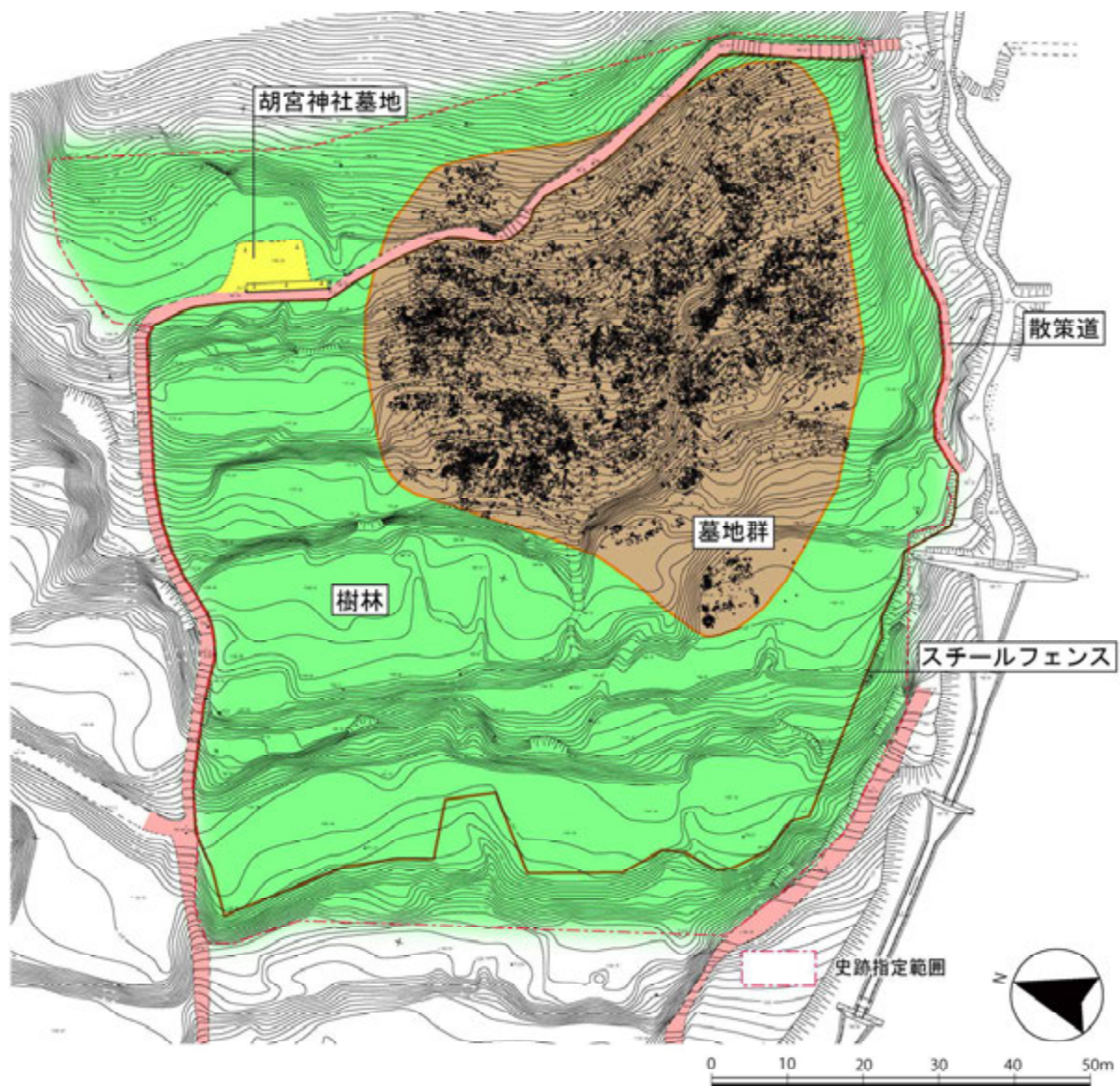
草木類としてはウラジロ等シダ類、ギボウシ等がみられる。



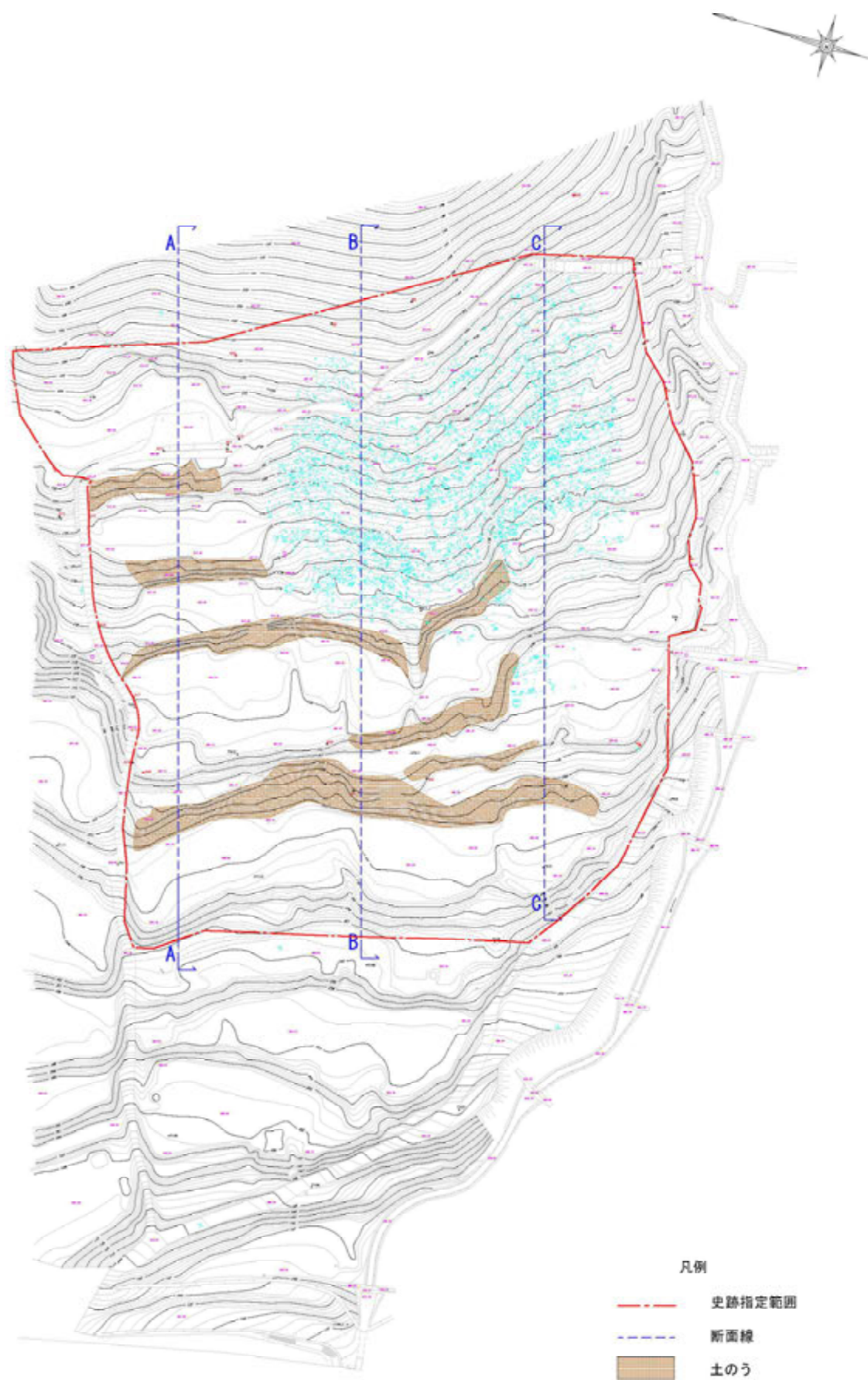
やや密生した樹木



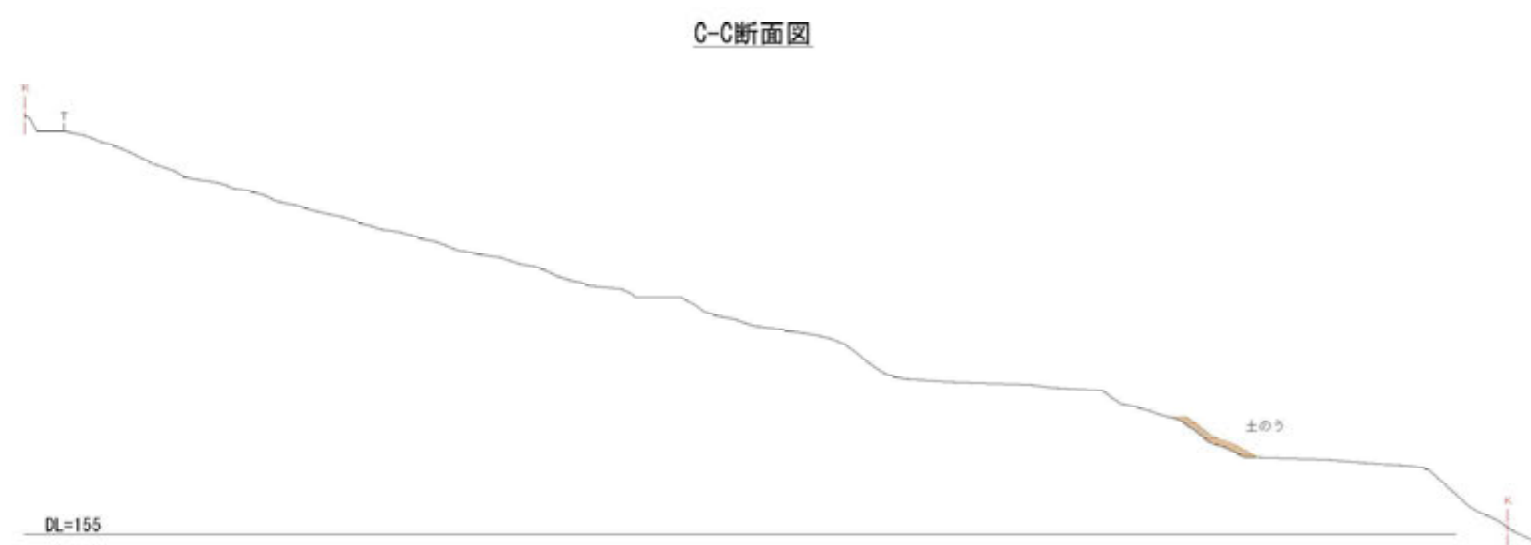
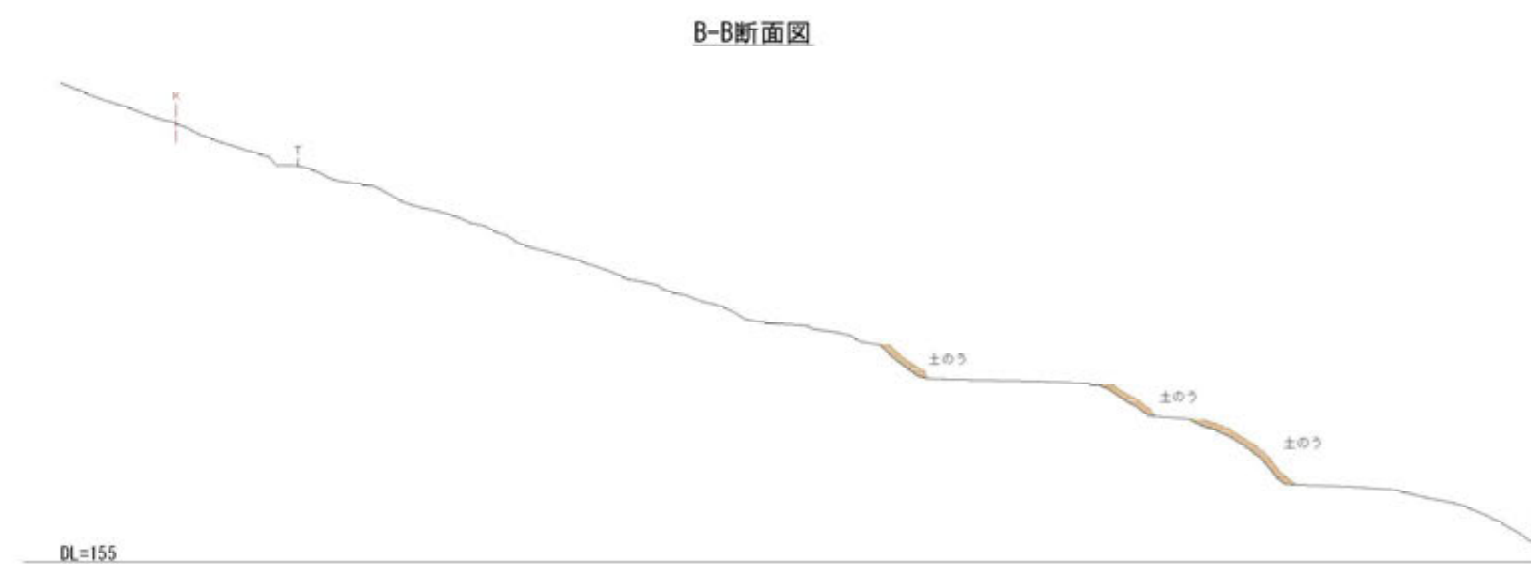
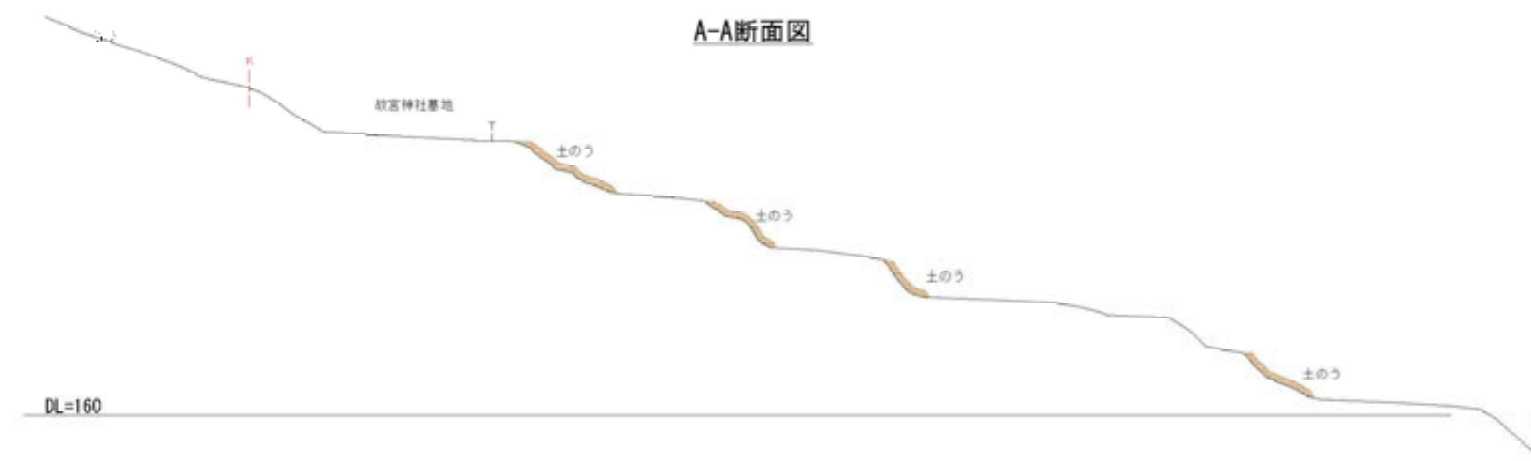
史跡指定地から西向きの眺望



史跡指定地及び周辺現況図



斜面崩壊防止用土のう布設箇所・断面位置図



第3章 保存整備の方向性

(1) 『保存管理計画』の概要

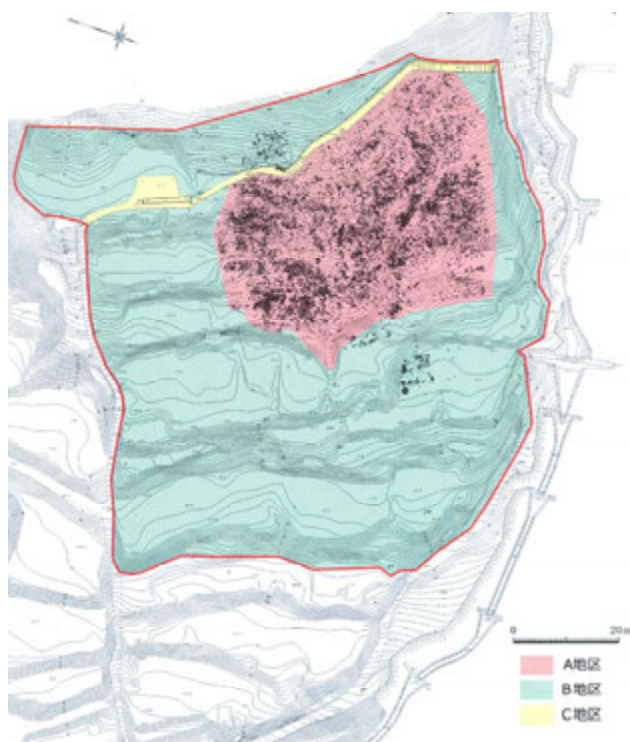
ここでは保存整備の方向性を検討するうえで、前提となる計画である『史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画書』（平成26年（2014）3月策定）の骨子を示しておく。

①保存管理の基本方針

- 1) 史跡全体を次世代へ継承することを目指す。
- 2) 調査により解明された全体像から、適切な保存と整備事業を実施し、活用策も講じる。
- 3) 所有者の胡宮神社と土地利用について適切な調整を図る。
- 4) 他法令による管理の在り方と齟齬を生じないように適切に調整する。
- 5) 安全を重視した植生・遺構の管理保全と、盗掘への対応を考慮し、防災防犯対策の方法を考える。
- 6) 動植物が史跡に与える影響を想定し、良好な環境保全について周辺地域を含め検討する。
- 7) 敏満寺に関連する周辺地域の追加指定を目指す。

②地区区分

地区	概 要
A地区	墓地群内と想定する地区。 中世墓地群 石仏五輪塔など石造物と蔵骨器片や火葬骨片が散乱する。
B地区	墓地群以外で関連する遺構等を想定する地区。 墓地群に隣接する平坦部 墓地群に附属する建物想定地点。 平坦部を繋ぐ道 史跡全体を結ぶ道を含む。
C地区	現在も利用されている散策道と墓地。 胡宮神社墓地 中世墓地群の北勢に隣接する平坦面に現存する江戸時代の墓地。 青龍山散策道 現在、散策道として整備された道。



地区区分図

③保存管理の方法

地区	保存管理の方法
A地区	(現状維持を基本とするが、遺構が露出しており、降雨時などに遺物が洗い出されるといった状況である。) - 定期的な状況確認を実施し、露出する遺構遺物の状況を適正に保護する必要がある。 - 一部発掘調査により遺構が検出されており、復元もしくは、埋戻しによる復旧の方法で対応が必要。
B地区	(地形の形状を維持するための保全管理を継続する必要がある。) - 墓地群との関連を明確にした管理方法を検討する。 - 周辺の山林環境を視野に入れ(里山として環境整備を進める)、保存管理方法を検討する。
C地区	(史跡を見学するための散策道として適切な状況を維持する必要がある。) 江戸時代の胡宮神社宮司の墓地は、史跡との直接的な関係はないと推測されるが、立地する地域は、史跡を構成する平坦面の一部である。散策道とともに史跡の構成要素としての保存管理を継続する必要がある。

④地区ごとの現状変更等取扱方針

項目		A 地区	B 地区	C 地区
現状変更等取扱方針		史跡の保存整備活用に必要なものだけ認める	遺構の保存と景観への配慮を条件に現状変更等の取扱いを判断する	
現状変更等取扱基準	区画及び地形の変更	整備に必要な場合および史跡保存のため止むをえない場合以外は認めない	史跡保存のために止むをえない場合以外は認めない	止むをえない場合以外は認めない
	道路・農地	認めない		
	水路	災害防止、整備活用に関わる事業以外は認めない		
	上下水道	認めない		
	電柱・標柱等公共的工作物	整備活用に関わる事業、安全防災上必要な施設の設置以外は認めない		
	その他工作物	整備活用に関わる事業以外は認めない		
	住宅等建築物	認めない		
	仮設建物	整備活用に関わる事業以外は認めない		
	樹木植栽等	認めない	史跡の景観への配慮を条件に認める。ただし、植え付け等に伴う掘削や根の成育が遺構を損壊するおそれがある場合は認めない	
植木伐採等		日常維持管理の範囲をこえて行う樹木の伐採については現状変更の許可を経て行う		
その他	史跡指定地内での行事等について遺構に影響がないと判断した場合のみ認める		墓地としての機能を維持するための行為については遺構の保存を条件として認める	
発掘調査		整備に伴う場合等、必要な場合は認める		

⑤今後の整備活用方針

原則として、史跡指定地内での保存整備以外の考え方で現状変更は認められない。

整備については、遺構の保存が最優先される。史跡の評価や価値を明確にし、十分な保存方法を検討したうえで、積極的に公開活用することが指定を受けた史跡のあり方であると考ええる。

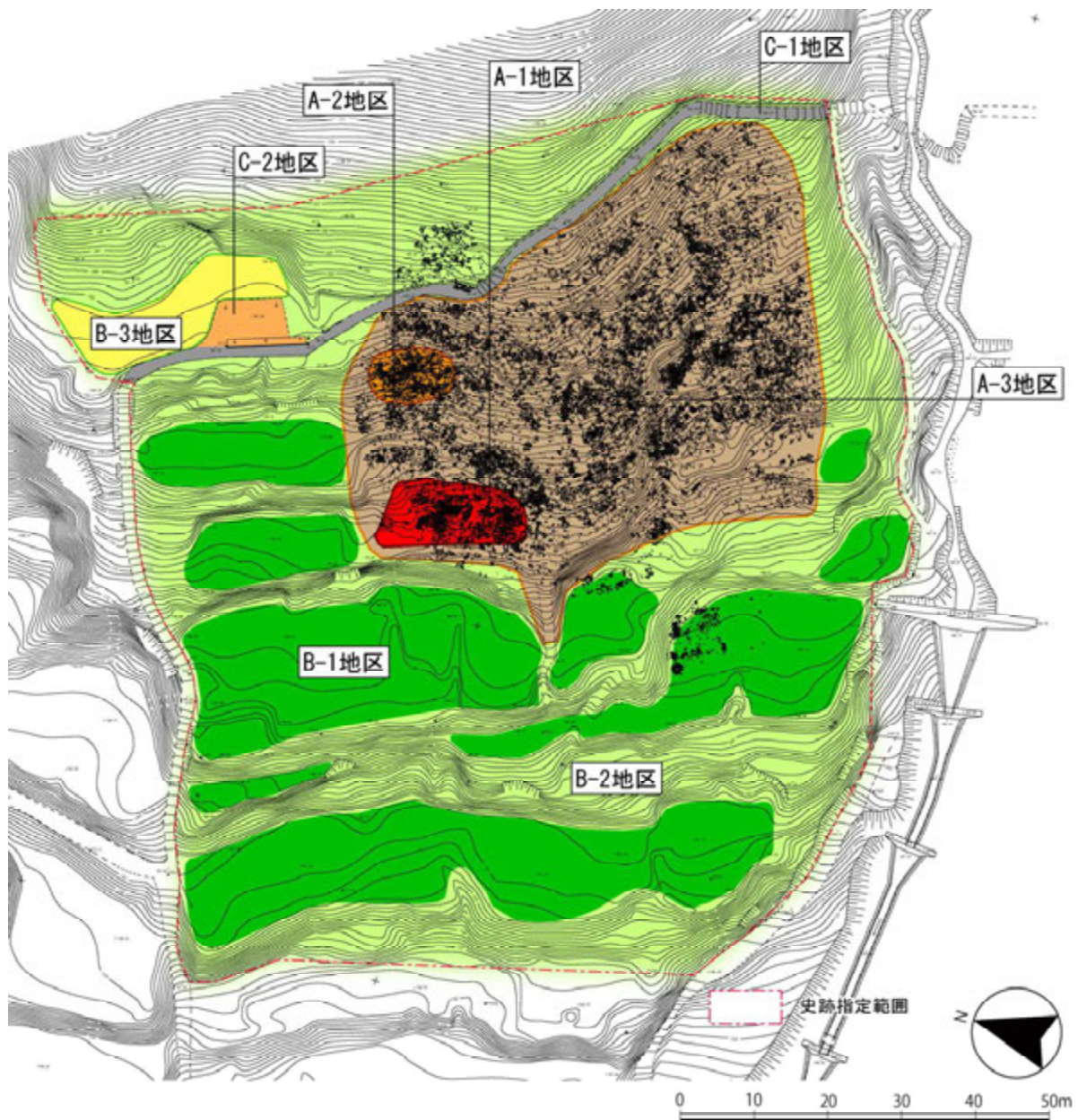
史跡の全貌については、全体の発掘調査を実施することが解明につながるかもしれないが、史跡の現状を可能な限り現状のままで後世へ伝えるためには、当面はこれ以上の発掘調査は必要ないと考えられる。現在までの調査成果から、中世墓地群としての史跡の価値を評価し、遺構の一部復元を含めた史跡整備方法を検討する。

復元方法と整備方法については、具体的な手法の検討が必要である。自然崩壊や獣害に至急対応する事業と並行して、整備事業の実施に向けて、継続して整備方法を検討していくことになる。

第4章 地区別整備の考え方

(1) 地区の設定

『史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画書』（平成26年3月策定）において、定められた地区区分に基づき、各地区の遺構の遺存状況や地形・土地利用状況等により各地区の細地区分を行い、保存管理の方法や現状変更等の取扱い方針を踏まえ、各地区毎の特性・状況等を考慮し、地区別整備方針をP13に示すように設定する。



地区区分図

(2) 各地区の整備方針

地区	整備方針
A地区 (遺構保存・活用整備地区)	墓地群内と想定される地区で遺構の適正な保存を図るとともに、史跡敏満寺石仏谷墓跡の価値の顕在化に向けて、遺構の復元整備や露出展示施設の整備を図る。
A-1地区 (遺構復元整備地区)	敏満寺石仏谷墓跡成立当初の頃を再現することができる地区であることから、遺構を必要な厚さで覆土保存する。その直上において石組等を含めた一つの墓地区画をレプリカにより往時の姿へ復元整備する。
A-2地区 (遺構露出展示地区)	敏満寺石仏谷墓跡が維持、運営されていった様子を重層的に残している地区であることから、露呈した石仏・石塔等を現状の姿で露出展示する。そのため、石仏・石塔等の基底部を透水性真砂土舗装材等で固定し、整備する。なお、遺構石材の保存を大前提とするため、黒化の原因調査等を踏まえ状況に応じて遺構石材の強化、撥水处理等を検討する。
A-3地区 (遺構覆土保存地区)	露呈している礫・石仏・石塔等遺構を一定の厚さで覆土保存整備するが、高さのある石造品は上部が一部露呈する形となる。なお、覆土表層は草木類の植栽を施し、雨水等による表土の流出を防ぐ。
B地区 (現状保全地区)	墓地群以外の関連する遺構の分布が想定される地区であるが、現状保存を原則とする。そのため、斜面地の崩壊防止対策や支障木等の伐採等を行う。
B-1地区 (現状維持地区)	現状の平坦地を維持保全する。なお、雨水等による削平箇所は盛土による不陸整正等を行う。また、枯木等は伐採し、姿勢不良な樹木については適宜剪定を行う。必要に応じ、来訪者のための移動可能な簡易なベンチを設置する。
B-2地区 (斜面安定化地区)	往時の地形を維持保全するため、一部崩壊した斜面地については復旧し、また崩壊の危険性がある斜面については崩壊防止対策を施し、斜面の安定化を図る。なお、倒木の恐れのある樹木については伐採する。
B-3地区 (施設整備地区)	史跡敏満寺石仏谷墓跡が俯瞰でき、良好な眺望を有する地区であること、また青龍山登山用の散策路にも接していることから、来訪者が展望所、休憩所等スペースとして利用できるよう、ベンチ等の整備を行う。
C地区 (既存施設維持地区)	既設の散策道・胡宮神社墓地といった現況の土地利用を今後とも維持する。
C-1地区 (散策道地区)	既設の散策道を維持し、青龍山の登山用道路としてばかりではなく、史跡敏満寺石仏谷墓跡の見学路としても活用する。
C-2地区 (胡宮神社墓地地区)	現状の胡宮神社墓地を今後も維持する。

地区別整備方針

第5章 保存整備基本計画

(1) 造成計画

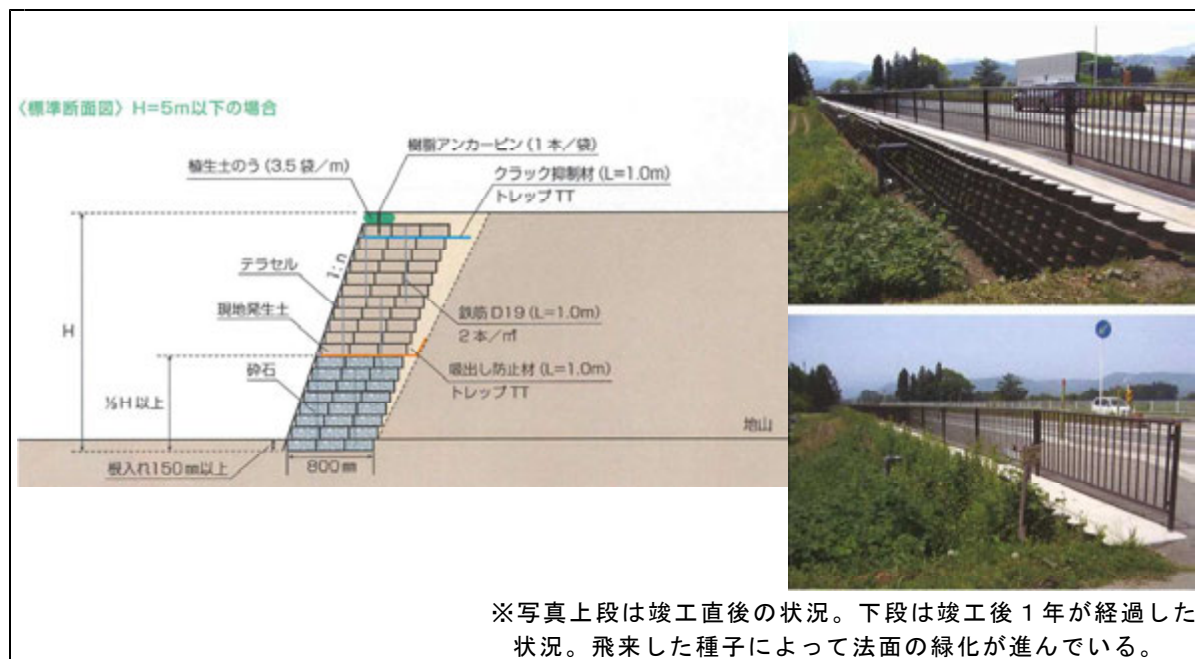
<造成における方針>

- ・原則的に大規模な造成は行わず、盛土造成とし、切土は行わない。
- ・斜面部の崩壊箇所は地耐力調査の結果を踏まえて復旧する。
- ・斜面部の崩壊危険箇所についても地耐力調査の結果を踏まえ、崩壊防止対策を施す。

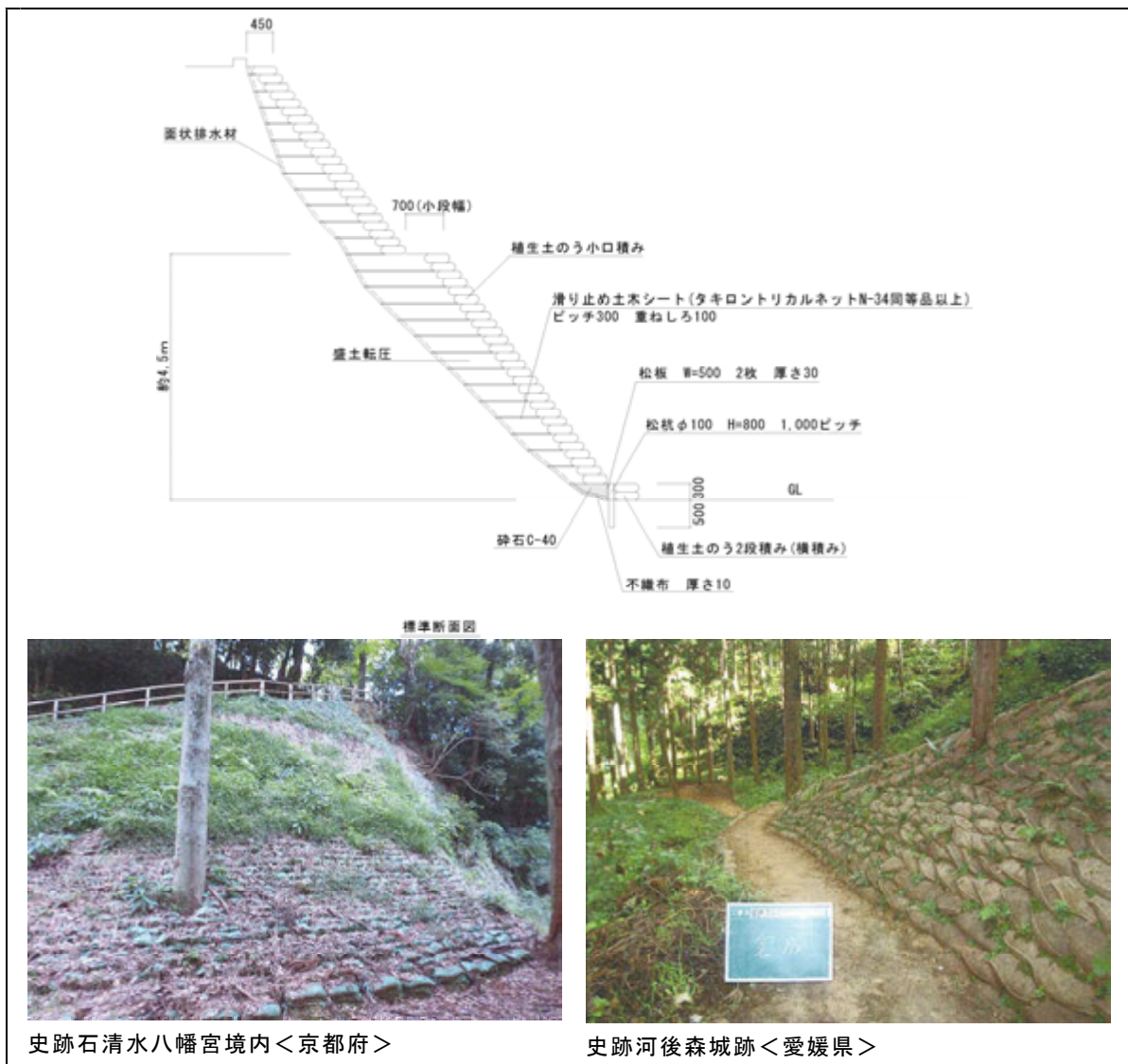
<斜面部保護工法案比較表>

工 法	もたれ式擁壁土工 (テラセル擁壁工法)	版築盛土工[採用] (在来工法)
施工性	容易	容易
修景性	緑化可能	緑化可能
工事費(直工、㎡当り)	約18,000円	約13,000円
特記事項	・緑化に現場の草本類利用可 ・近年開発された工法 ・高さ8mまで単一法面として施工可能	・緑化に現場の草本類利用可 ・施工は大半が人力によるため、しっかりと施工を行うことが必要である。 ・高さ約4.5m毎に小段が必要
施工例	史跡日野江城跡(長崎県)ほか	史跡石清水八幡宮境内(京都府)ほか

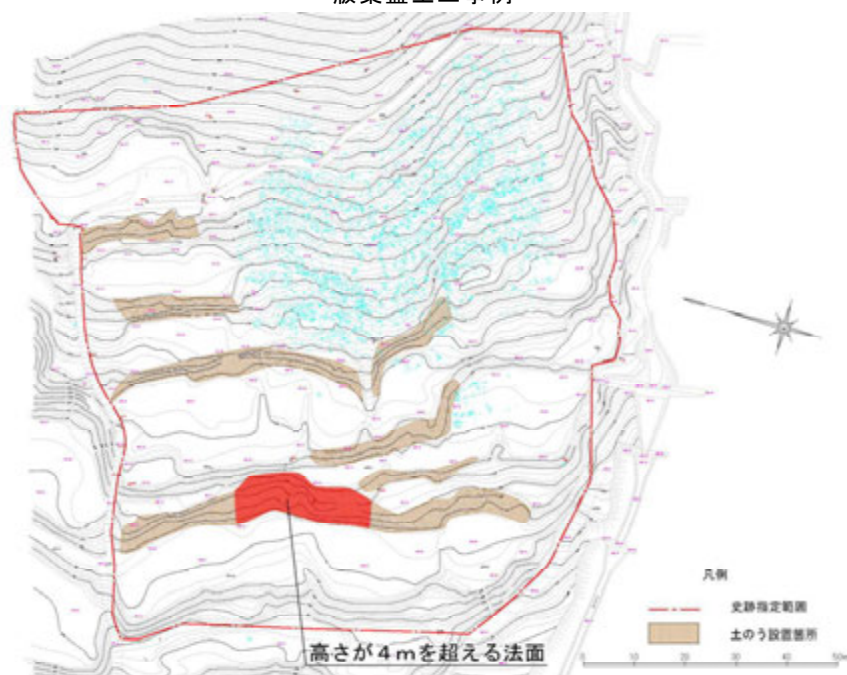
なお、史跡石清水八幡宮境内では、平成24年8月14日の集中豪雨及び9月30日の台風17号の豪雨により斜面崩壊があり、平成24・25年度において、もたれ式擁壁土工及び版築盛土工を併用して復旧工事を行った。しかし、平成25年9月18日に台風18号の豪雨と平成26年8月10日の台風10号の豪雨により版築盛土工の一部が崩壊するという事態が発生したが、これは工事中の養生の仕方を考える際に、想定していた雨量を超える雨が短時間で降ったために起こったものと考えられる。当該箇所施工完了後は安定している。



テラセル擁壁工法

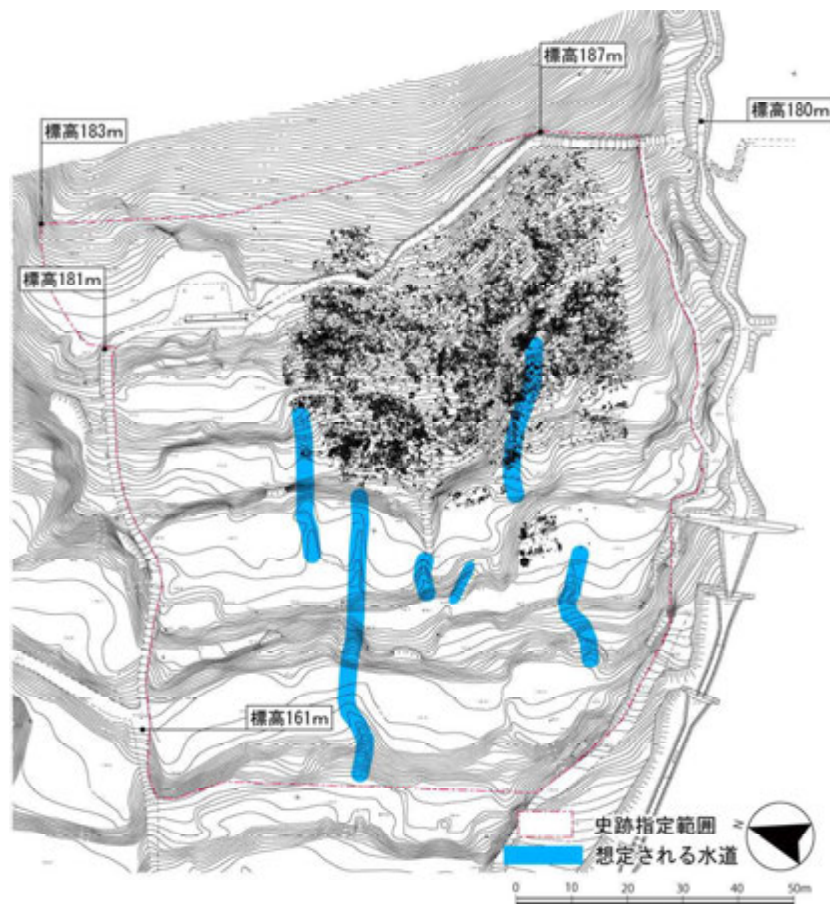


版築盛土工事例



(2) 雨水排水計画

- ・ 史跡指定地においては豪雨時に所々水道が発生するが、これは史跡指定地内のだけのものではなく、史跡指定地東側の青龍山の西側上方斜面からの降雨時の雨水が史跡指定地内に流入することがひとつの要因であると考えられる。雨水の流入を防止するためには、史跡指定地東辺に側溝を設置する必要がある。また、流末を既存の河川等に繋ぐ必要がある。側溝等雨水排水施設を設置することは困難が予測される。そのため史跡敏満寺石仏谷墓跡の整備においては、基本的に側溝等雨水排水施設は設置しないものとする。
- ・ 従って、現在の雨水排水係数を維持することとし、整備後の造成地形に沿った雨水排水とする。
- ・ なお、豪雨時の水道の発生箇所においては、現場調査を行ってその位置と流量を把握し、碎石・盛土等による不陸整正を行って、表面排水を促すものとする。

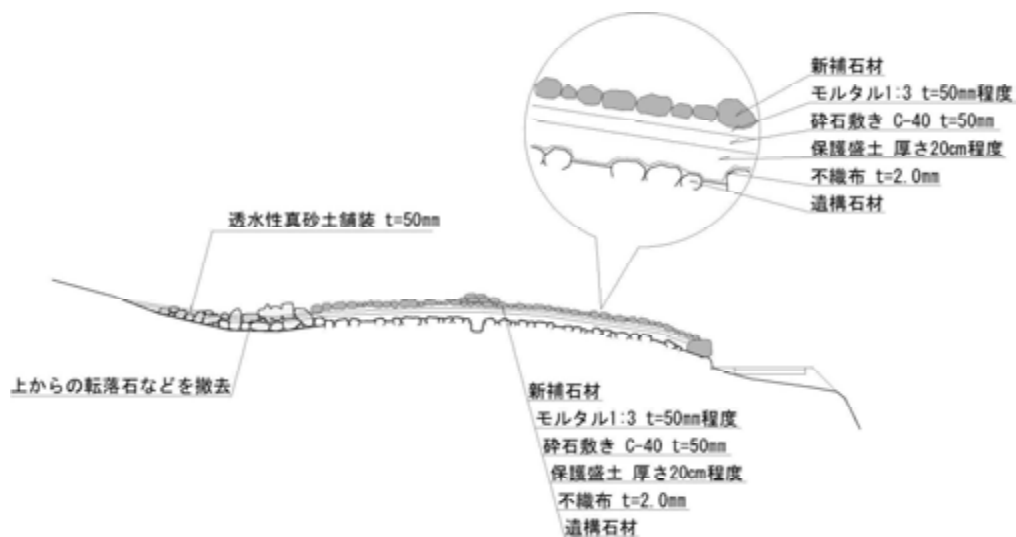


史跡敏満寺石仏谷墓跡地形図と想定水道

(3) 遺構整備計画

①遺構復元整備

- ・遺構復元整備地区（A-1地区）においては、12世紀から13世紀頃の墓地遺構の様子を復元整備する（面積約250㎡）。
- ・遺構面を必要厚さ覆土し遺構の保存を図り、遺構の直上に類似する石材で製作した石組石材の実物大レプリカを設置する。
- ・後世に転落・流入、あるいは人為的に集積された14世紀以降の石仏や石塔等のうち、整備を行ううえで支障になると判断されるものは撤去する。（撤去した石造物等は園路脇などへ集めて展示することも検討する。）
- ・復元した石組石材の基底部は透水性真砂土舗装材等で固定する。
- ・復元整備箇所周辺は自然な形で周辺地形にすり付けることとする。



遺構復元整備断面模式図

<透水性真砂土舗装施工事例>



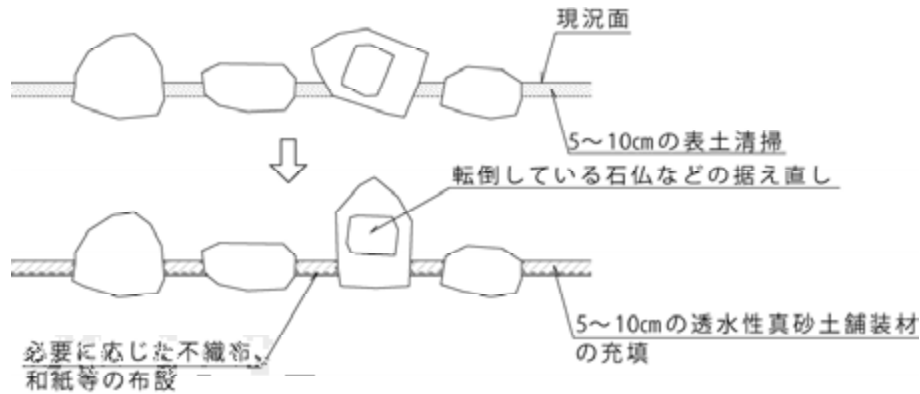
史跡三河国分尼寺跡の回廊基壇上面<愛知県>



史跡市尾墓山古墳の園路<奈良県>

②遺構露出展示

- ・遺構露出展示地区(A-2地区)においては、16世紀頃の墓地遺構の様子を露呈しているこの場所では転倒している石仏などは必要に応じて据え直しつつ、遺構露出展示施設として活用する(面積約90㎡)。
- ・露呈している石仏・五輪塔等の間の表土(草本類等含む)を5～10cm程度清掃した後、石仏・石塔等の基底部を透水性自然色舗装材等で補填し、固定する。
- ・清掃によって発生した表土等は斜面部の整備等において再利用を検討する。



遺構露出展示施設整備模式図

- ・なお、石材の保存を大前提とするため、石材調査等の成果を踏まえ、状況に応じて遺物である石仏・石塔の強化、撥水处理あるいは取り上げての保存等を検討する。
- ・石材の強化処理・撥水处理により、雨水浸透をある程度の期間押さえることができると考えらる。石灰岩やひん岩など比較的水分が浸透しやすい石材では、内部に染み込んだ水分が凍結、膨張して石材を破壊することを防ぐ効果が期待できる。

(参考事例写真)



史跡栢本廃寺金堂基壇<鳥取県>



史跡備中松山城跡天神の丸<岡山県>

③遺構覆土保存

- ・A-3地区の露呈している遺構石材を保存するため、一定厚さ(20～30cm)の覆土(山砂)を施す。
- ・覆土は露呈している石仏・石塔等の間を含めて、5～10cm表土を清掃した後に行う。
- ・清掃により発生した表土(草本類含む)は斜面部の整備等において再利用を検討する。
- ・なお、高さのある石仏・石塔等の上部は一部露呈することになるが、露呈する石材についての取り扱いは上記②遺構露出展示と同様とする。

<石材の強化・撥水処理による保存事例>

地蔵山遺跡(京都府与謝野町野田川)において石仏・五輪塔等の石造品について平成16年9月に石仏4基、五輪塔12基、宝篋印塔1基の保存処理を行っている。その概要は以下のとおりである。

石種 ————— 安山岩

強化処理 ——— シリケート#3刷毛塗り

撥水処理 ——— BHN(シラン系撥水材)刷毛塗り

保存状態 ——— 石材が比較的硬質の安山岩であることから、強化処理の効果によるものかの判断が難しいが、平成27年7月現在、石材の風化・劣化はほとんど進んでいないと思われる。

撥水処理の効果はすでに失われている。施工後数年で効果が薄れた可能性がある。



(写真は平成27年7月30日撮影)

（４）活用上必要な施設整備計画

①学習施設

<史跡標柱>

- ・メインの入口になると想定される胡宮神社と接続する入口へ史跡標柱を設置する。
- ・材質は、文化庁が推奨している石製とする。

（参考事例写真）



大分元町石仏（石製・角柱型）＜大分県＞

<案内板・説明板>

- ・入口部などの適所に史跡敏満寺石仏谷墓跡全体の説明や史跡内の園路配置などを示した総合案内板を設置する。
- ・遺構についての説明板を適宜設置する。
- ・説明板には、保護埋め戻しで見ることができなくなる遺構の写真を掲載する。
- ・A-1地区の東側に眺望説明板を設置する。
- ・眺望説明板には、西方向の眺望写真を掲載する。
- ・案内板・説明板の大きさなどについては、記載内容に相応しいものを検討する。
- ・説明板などは、遺構保護の観点から、設置にあたって大きな基礎を設置する必要がない石製を採用する。
- ・案内板は、既設の案内板との統一性を持たせたデザインとする。

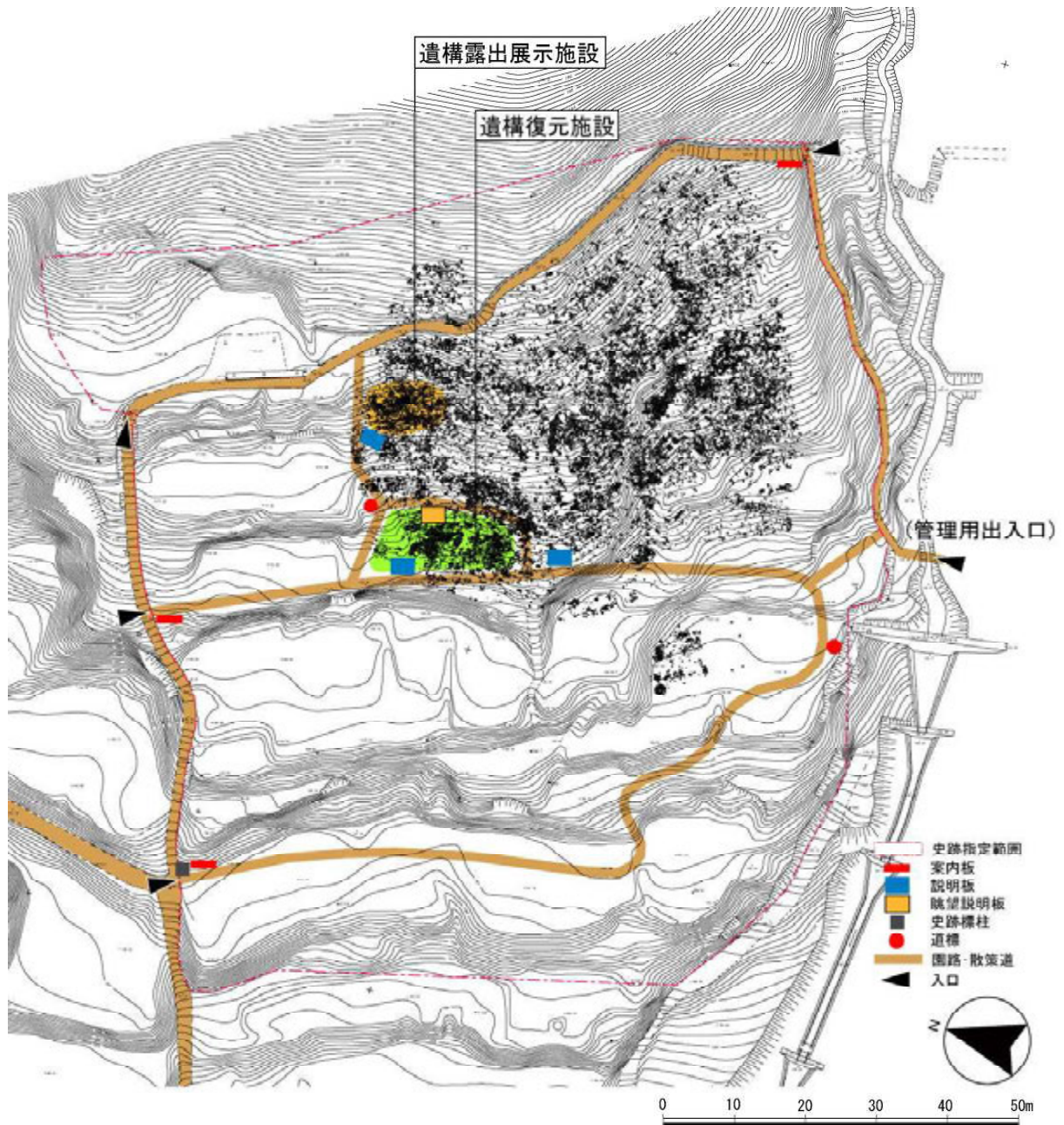
（参考事例写真）



地藏山遺跡（本体一石）＜京都府＞



敏満寺遺跡内の既設案内板



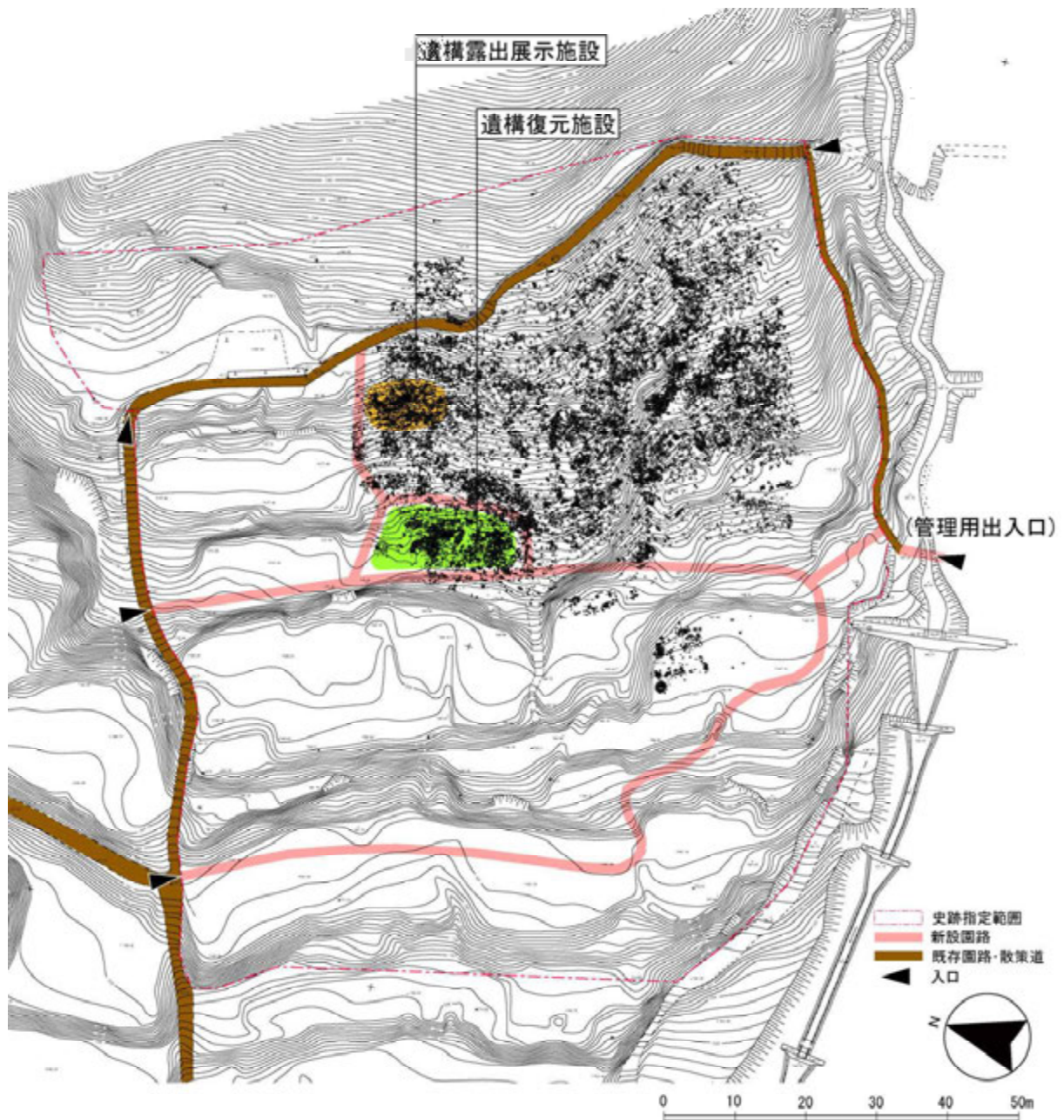
学習施設等設置計画図

②休養施設

- ・施設整備地区において来訪者のため、あるいは青龍山登山者のためのベンチを設置する。
- ・設置するベンチは遺構への影響がある大型の基礎を設置しなくてもよい石製・置き式のものとする。

(5) 園路計画

- ・園路整備は新たな造成を避け、また遺構の復元施設や露出展示施設等を有機的に巡れるよう、可能な限り史跡指定地周辺を含めた既存の園路を活用する。
- ・新たに園路を設置する必要がある場所では、切土は行わずに盛土を施した上に園路を整備する。
- ・園路縦断勾配が1/5を越える箇所には階段（擬木、枕木等）を設置する。
- ・史跡指定地の周囲は動物侵入防止柵が設置されているため、入口は北側3ヶ所、南側2ヶ所（内、1ヶ所は管理用出入口）に限定する（入口には適所に案内板設置）。
- ・園路の仕様は幅員1.8mとし、表面舗装が必要な場合には透水性真砂舗装とする。



園路計画図

(6) 植栽計画

- ・平成26年3月策定の『史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画書』に準じる。
- ・毎木調査を実施し、現況植栽について把握する。
- ・既存木のうち樹根の生長により遺構に損傷を与える恐れのある樹木、斜面地にあり風圧で倒木により地形を改変する恐れのある樹木及び園路等の整備上支障となる樹木は伐採する。
- ・また、枯木等景観上障害となる樹木は伐採する。
- ・形姿不良な樹木については、適宜切り下げ剪定を行う。
- ・西方浄土を望む地に造営された墓の特性を実感できるように、西方向への眺望を妨げる樹木の伐採や剪定を行う。
- ・張芝や植生シートなどの使用は必要最小限にとどめ、草本類はできる限り既存のものを活かし、新たな種類を持ち込まないものとする。



枯木



枯木



遺構に損傷を与える恐れのある樹木



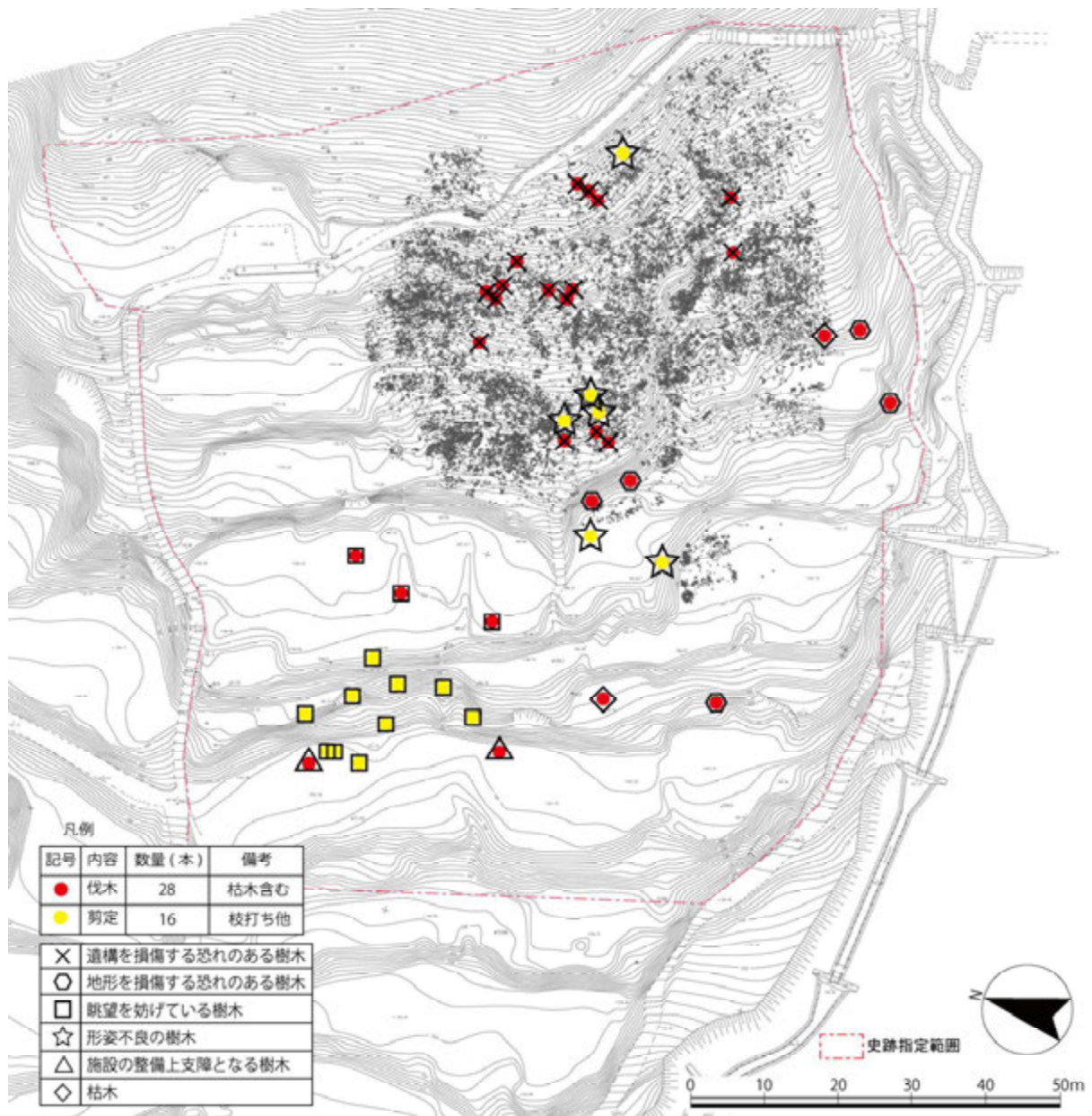
遺構に損傷を与える恐れのある樹木



地形を改変する恐れのある樹木



形姿不良な樹木(剪定)



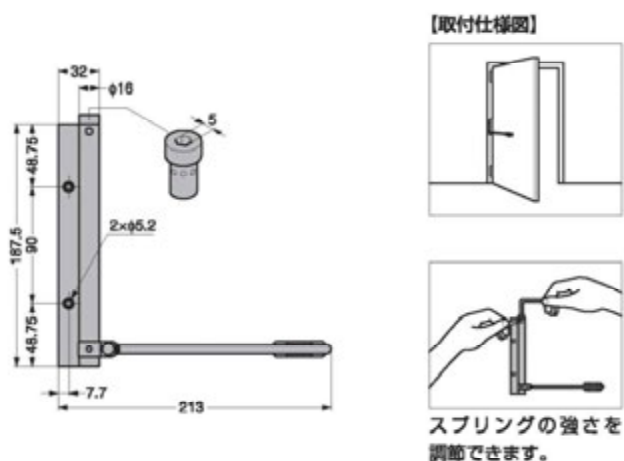
伐木・剪定計画図

(7) 管理施設等整備計画

- ・既存の動物侵入防止柵・電気柵を活用する。
- ・史跡指定地東側の柵は指定地境界沿いに移設する。
- ・イノシシをはじめとする動物の侵入を防ぐため、現在設置されている内開きのドアを屋外で使用可能なドアクローザーもしくはオートヒンジを装備した外開きのものに付け替える。



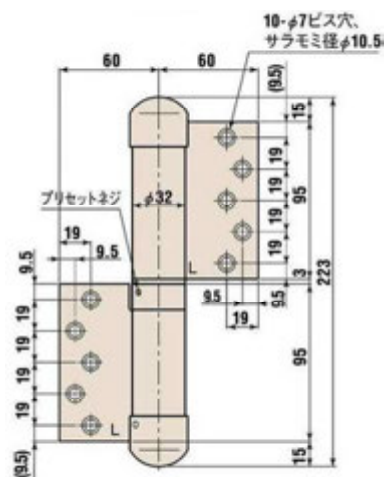
屋外用ト`アコロザ`-参考写真



屋外用ト`アコロザ`-参考図面



屋外用オートヒンジ 参考写真



屋外用オートヒンジ 参考図面

（８）利用活用計画

史跡敏満寺石仏谷墓跡の整備後も地域住民だけでなく、遠方から多賀町を訪れる人々にも関心を持ってもらい、活用を図っていくためには、ハード面のみならずソフト面からも対応を図る必要があるものと考えられる。

史跡敏満寺石仏谷墓跡は、多賀町を代表する文化財であるばかりでなく、我が国の歴史を語るうえで貴重な文化財である。それと同時に地域の人々にとって、身近な場所として、日常的な文化活動(学校教育、生涯学習など)やレクリエーションの場となるような利用と活用を図っていくものとする。

①町民との協働の場

史跡敏満寺石仏谷墓跡および胡宮神社も含む青龍山全体は、地元の字敏満寺区が山林の管理と境内を中心とした除草作業や清掃作業を実施している。字敏満寺区には、敏満寺史跡文化保存会が結成されており、敏満寺顕彰を目的にボランティアガイドなどの活動を行い、胡宮神社境内を中心に敏満寺遺跡全体の案内なども積極的に行っている。こうした状況をふまえ、史跡敏満寺石仏谷墓跡の活用にあたって、地域の活動を行政が支援する一方、今後も地域住民を主体とした企画運営を一層推進し、地域住民によるボランティアが自主自立した活動に取り組んでいくものとする。

②学校教育の場

多賀町内の小・中学校の児童・生徒が、史跡敏満寺石仏谷墓跡を積極的に活用し、地域の歴史について学ぶための助けとなるよう、副読本やパンフレットを作成する。そのような取り組みを通じて町民の社会教育事業への参加を推進し、遠足や社会見学など校外学習の場として活用を図っていく。

③生涯学習の場

史跡敏満寺石仏谷墓跡が、多賀町民の歴史学習や自然学習を中心とする生涯学習の拠点となるように、催しごとや学習プログラムの充実を図り、そこで学習した成果を発表することができる場の創出に努める。

④多くの人々が交流できる場

史跡敏満寺石仏谷墓跡の広い空間と地形を活かして考古学や歴史に興味を持つ人々に対してだけでなく、それ以外の人々も参加できるような交流事業を実施する。また、そのために必要な電気や照明などの施設の導入についても検討する。

⑤利便性の向上

史跡敏満寺石仏谷墓跡は、多賀町の中心部や近江鉄道多賀大社前駅、名神高速道路彦根インターチェンジからも近いが、自動車で直接アクセスするための道路や駐車スペースなどが十分な状態ではない。史跡敏満寺石仏谷墓跡を訪れる人々、特に子どもや高齢者などの交通弱者の利便性向上に配慮し、アクセス道路の整備や道標などサイン類の整備に努める。

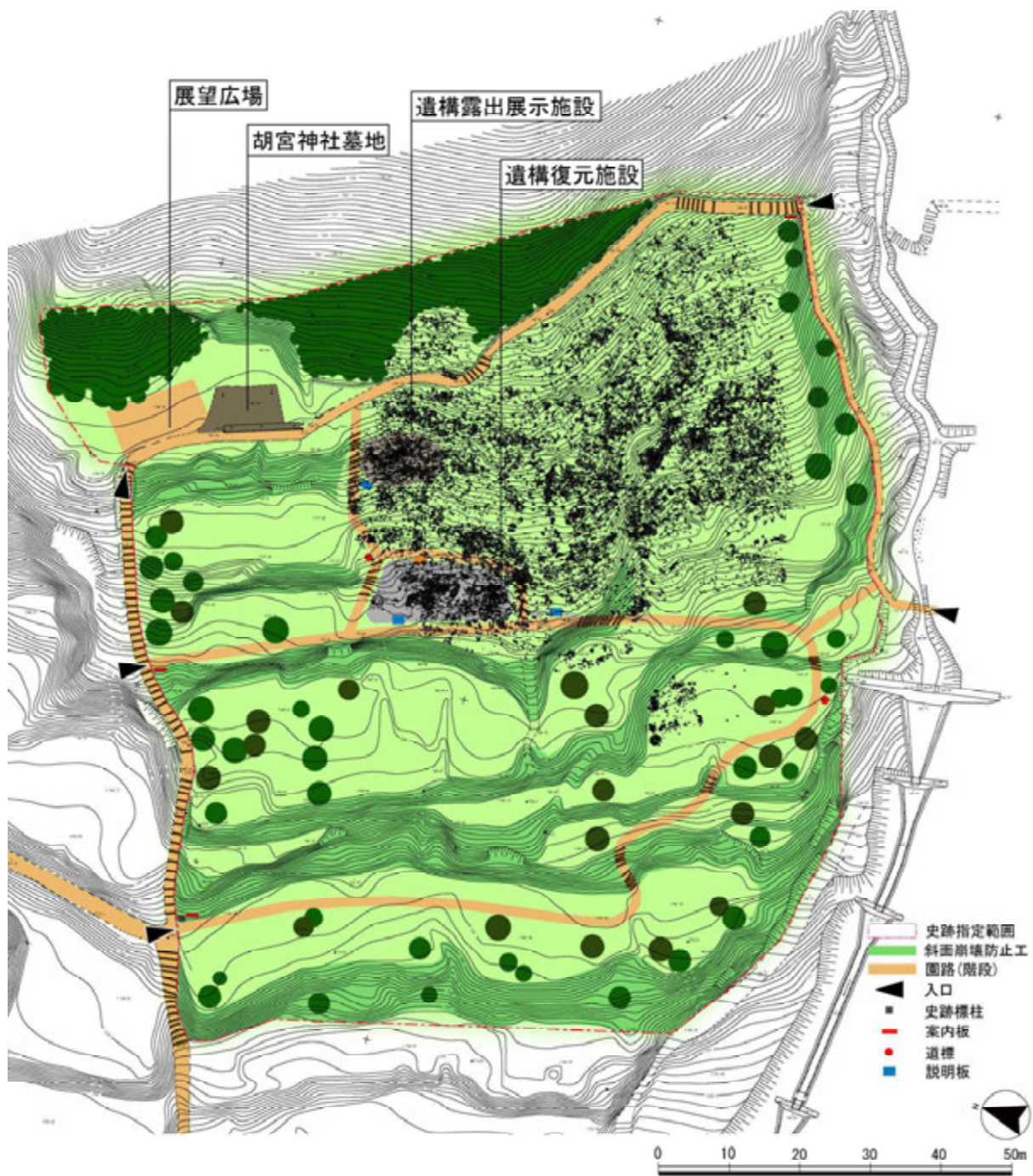
⑥維持管理体制の充実

史跡整備は各施設の整備工事の完了をもって終了ではない。整備後の維持管理はきわめて重要である。そこで、町民の参画を得て地域の文化財を地域で守り、活用する理念に基づく持続可能な市民参加型の保存管理の運営を目指すものとする。町民と行政の協働は、史跡を活かしたまちづくり全体を視野に入れたものとし、文化財保護行政のみならず、企画政策、都市計画、観光振興、産業振興などの諸部署と連携して総合的に取り組む。

(9) 年度別事業概要

区分	項目	細目	摘要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備 考
工事	土工	斜面崩壊防止	版築盛土	○	○		
		雨水排水工	水道暗渠	○			
	遺構整備工	遺構復元	植栽	○			
			盛土		○		人力・購入土共
			石敷		○		購入石材、一部加工
		遺構露出展示	舗装		○		不織布共
			表土清掃		○		人力
			石材撥水处理		○		
		遺構覆土保存	舗装		○		不織布共
			表土清掃		○		人力
			盛土		○		人力・購入土共
	学習施設工	案内板・説明板設置	案内板			○	入口部、園路沿いステンレスホーロー
			説明板			○	整備遺構等、ステンレスホーロー
			史跡標柱			○	入口部、花崗岩
			道標			○	
	休養施設工	ベンチ	ベンチ			○	材工共
	園路整備工	見学園路	舗装			○	路盤、自然色舗装、階段共
	植栽工	伐木・剪定	伐木	○	○		
			剪定	○	○		
	管理施設工	柵等設置	撤去			○	
			設置			○	
			トアクローザー			○	
調査設計	調査	石材調査		○			
		樹木調査		○			伐木剪定木約40本
		遺構調査		○			
	設計監理	実施設計		○	○		
		施工監理		○	○	○	
その他	委員会			○	○	○	3ヶ年
	整備報告書					○	

(10) 全体計画平面図



整備計画平面図

第6章 事業実施に向けて ― 今後の課題

事業の実施に向けて、現況課題の克服、整備後に想定される維持管理、運営上の検討あるいは事業の早期実現に向けての方策立案など、今後より詳細な検討が必要であると考えられる。

①史跡の追加指定

これまで実施されてきた発掘調査や研究の成果によって、史跡敏満寺石仏谷墓跡に直接関連する遺跡の範囲は、現状の史跡指定地よりも広大であることが判明してきた。そこで胡宮神社境内と周辺及び多賀サービスエリア内の一部の地域での追加指定も考慮し、今後、各所有者の理解と協力を得ながら史跡指定の範囲拡大を進める必要がある。

②景観形成

景観形成は町民の主体的な判断に拠るところも多く、史跡の保護と史跡を活かしたまちづくりに積極的に取り組む町民意識の向上が重要な意味を持つ。このため多賀町は、追加指定範囲も含めた史跡の価値と保存活用の趣旨を広く町民に向けて発信し、史跡の保存管理と史跡を活かしたまちづくりを町民と行政が協働で推進していく意識の醸成に努める必要がある。

③調査研究の継続

史跡敏満寺石仏谷墓跡について、整備事業で必要とされる発掘調査の他は、当面、新たに発掘調査等を実施することはないが、現在までの調査成果を中心に、史跡敏満寺石仏谷墓跡の歴史的価値の重要性について、敏満寺や周辺地域を含めた幅広い視点での継続的な調査研究が必要である。

④遺構の保護と日常的管理

史跡敏満寺石仏谷墓跡周辺は、獣害被害が深刻で、特にイノシシによる掘り返しは遺構の保存にとって重大な問題である。周辺の山林管理についても積極的に検討を行い、総合的な対策を講じる必要がある。

⑤史跡とまちづくりの関係

多賀町第5次総合計画では、史跡に関して具体的な内容での実施計画がないため、今後、追加指定も考慮し、継続的な整備と活用方法についての検討が必要である。現状の史跡の管理方法とも十分調整を図りながら史跡の役割をまちづくりの中で、具体的かつ計画的に位置づけなければならない。

史跡敏満寺石仏谷墓跡
整備活用基本計画報告書

編集 発行 多賀町教育委員会

発行 日 2016年(平成28年)3月